「秦野市いじめ防止基本方針(案)」に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

- 1 意見募集意見 平成 27 年 2 月 17 日 (火) ~3 月 10 日 (火)
- 2 意見募集の周知方法 広報はだの3月1日号及びホームページ
- 3 方針(案)の公表の方法
- (1) ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 教育指導課における閲覧
- 4 意見提出の方法 郵送、ファックス、電子メール及び持参の方法による
- 5 提出された意見の内容及びその取扱い等
- (1) 提出された意見書の数 1通
- (2) 提出された意見、提案等の件数 3件

内容分類	件数	意見への対応区分(※)			
		A	В	С	D
基本方針の対象に関すること	1			1	
情報共有に関すること	1			1	
校種別の対策に関すること	1			1	
合 計	3			3	

(対応区分)

A: 意見等の趣旨等を方針に反映したもの

B: 意見等の趣旨等はすでに方針に反映されていると考えるもの

C: 意見等の趣旨等を方針に反映することは困難だが、参考とさせていただくこと

D:内容に関する感想等、その他のもの

(3) 意見、提案の内容

,			
1 5		市の考え方	区分
	全編に渡って「児童・生徒 v s 児童・生徒のいじめ防止」を前提としていますが、"児童・生徒が教師に対して挑発する「教師いじめ」"もあると思います。 これに対する言及が全くないのですが、秦野市においてはそういう事例	本方針(案)策定の根拠となる「いじめ防止対策推進法」の第2条では、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通	С

はないのでしょうか。ないとしても、 じて行われるものを含む。)であっ 基本方針としてどこかに記述してお て、当該行為の対象となった児童等 いた方がいいような気がします。 が心身の苦痛を感じているものをい う。」と示され、この方針(案)につ いては、児童等の間の人間関係の問 題となります。 なお、普段からの子どもと教師の 良好な人間関係を築いていきます。 小学生のいじめや非行・問題行動に 小学校と中学校が連携して情報の 対して、中学進学時に「当該児童情報 共有化を図ることは、指導の連続 の引き継ぎ」がうまく行っていないと 性・未然防止という面からも重要で いう話を聞きます。あるいは小学校教 あります。本市が進めております「幼 員・教頭・校長が事実を隠して伝えな 小中一貫教育」では、実際に交流を いという話も聞きます。小学校と中学 する中でも子どもの姿を見て情報交 校が連携して情報の共有化を図るこ 換に努めています。 今後も、学校・家庭・地域が一体 とが、当人や関係者にとっていじめ防 となって子どもを見守ることが大切 止につながると思いますが、その対策 はどのようにされているのでしょう ですので、幼小中一貫教育の連絡会 カシ や「秦野市いじめ問題対策連絡協議 基本方針に、その共有化のメルクマ 会」で情報共有をしていきます。 ールのようなものが示されてあれば、 なおいいと思います。 小学校児童と中学校生徒では、いじ いじめの質、内容、方法は様々で 3 めの質、内容、方法いずれも違ってく すので、個々の児童生徒の発達段階 ると思いますが、この基本方針では区 に応じて指導・対応することが必要 別せずに一括して述べています。小学 と考えます。 校対策と中学校対策で分ける必要は そのため、各小・中学校ではその 学校の実情に応じ、各学校における ないのでしょうか。 いじめの防止等のための対策に関す る基本的な方針を定めた「学校いじ め防止基本方針」を策定しています。